

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成20年2月14日(2008.2.14)

【公開番号】特開2006-160208(P2006-160208A)

【公開日】平成18年6月22日(2006.6.22)

【年通号数】公開・登録公報2006-024

【出願番号】特願2004-358789(P2004-358789)

【国際特許分類】

B 6 2 D 25/20 (2006.01)

B 6 0 K 1/04 (2006.01)

B 6 0 K 8/00 (2006.01)

【F I】

B 6 2 D 25/20 E

B 6 0 K 1/04 Z

B 6 0 K 8/00

【手続補正書】

【提出日】平成19年12月25日(2007.12.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

車両の両側で前後方向に延在し、かつメインフレームを形成する一対のサイドメンバを車体フロアに設け、該サイドメンバの前方に燃料電池を配設するとともに該サイドメンバの下面にサブフレームを固定し、該サブフレームに燃料電池車両用の補機を支持させた燃料電池車両の補機取付構造において、前記サブフレームは、前後方向に延在する一対の第1フレームと、該一対の第1フレームを結合し幅方向に延在する複数の第2フレームとにより枠組みされ、複数の前記第2フレームに下方から固定される第3フレームを設け、該第3フレームにフレーム取付ブラケットを介して前記補機を取り付け、前記補機を第3フレームとともに下側より取り外し可能としたことを特徴とする燃料電池車両の補機取付構造。

【請求項2】

前記サブフレームの幅方向中央に前記補機を集中させて取り付けて左右両側に余剰スペースを設け、その中央に集中した前記補機を車体フロアに設けられたトンネルを利用して配設するように前記サブフレームを車体フロアに取り付けたことを特徴とする請求項1に記載の燃料電池車両の補機取付構造。

【請求項3】

前記車体フロアにフロア取付ブラケットを取り付け、該フロア取付ブラケットを介して燃料供給系部品および電力系部品を前記車体フロアに支持させ、前記サブフレームの中央に設けた前記余剰スペースの一方に主として前記燃料供給系部品、他方に主として前記電力系部品が位置するように前記サブフレームを車体フロアに取り付けたことを特徴とする請求項2に記載の燃料電池車両の補機取付構造。

【請求項4】

前記サブフレームの前記第1フレームを前記サイドメンバの各下面にマウントを介して取り付ける一方、前記第3フレームと前記フレーム取付ブラケットとの間に防振材を配設したことを特徴とする請求項1ないし3に記載の燃料電池車両の補機取付構造。

**【請求項 5】**

前記サブフレームの下面に前記補機を覆うカバーを取り付けたことを特徴とする請求項1ないし3に記載の燃料電池車両の補機取付構造。

**【請求項 6】**

前記カバーに冷却用フィンを設けることを特徴とする請求項5に記載の燃料電池車両の補機取付構造。

**【手続補正2】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

**【0010】**

そこで、この発明は、上述不都合を除去するために、車両の両側で前後方向に延在し、かつメインフレームを形成する一対のサイドメンバを車体フロアに設け、該サイドメンバの前方に燃料電池を配設するとともに該サイドメンバの下面にサブフレームを固定し、該サブフレームに燃料電池車両用の補機を支持させた燃料電池車両の補機取付構造において、前記サブフレームは、前後方向に延在する一対の第1フレームと、該一対の第1フレームを結合し幅方向に延在する複数の第2フレームとにより枠組みされ、複数の前記第2フレームに下方から固定される第3フレームを設け、該第3フレームにフレーム取付ブラケットを介して前記補機を取り付け、前記補機を第3フレームとともに下側より取り外し可能としたことを特徴とする。

**【手続補正3】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

**【0011】**

以上詳細に説明した如くこの本発明によれば、燃料電池車両用の補機を集中させたサブフレームを車体フロア側に固定することで多数の補機を一度に車体フロア側に取り付けることができ、また補機が固定されている第3フレームは車体フロアの下側より取り外し自由なため、メンテナンス性も良好である。